

注釈用語:解説文一覧

1章-----

- ※1 広域幹線道路：国土や地域の骨格を形成し、広域の物流や交流を分担する道路。自動車専用道路、一般国道、主要地方道で構成される。
- ※2 市街化区域：都市計画法により定められる区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
- ※3 高齢化率：65歳以上の人口の総人口に占める比率。
- ※4 年少人口比率：15歳未満の人口の総人口に占める比率。
- ※5 昼夜間人口比率：昼間人口を夜間人口で除したもの。拠点性の高い都市では1を超える。
- ※6 第3次産業：産業3部門のうち、第1次産業、第2次産業に当てはまらない商業、運輸・通信業、金融保険業、公務、自由業、サービス業等。
- ※7 第2次産業：産業3部門の1つ。鉱業、建設業、製造業等。
- ※8 第1次産業：産業3部門の1つ。農業、林業、漁業。
- ※9 主業農家、準主業農家、副業的農家：農林水産省が定めた農家の所得状況による分類で、主業農家は、農業所得が主（農業所得が50%以上）で自営農業に年間60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家。準主業農家は農外所得が主（農業所得が50%未満）で、自営農業に年間60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家。副業的農家は自営農業に年間60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家。
- ※10 中央地域：埼玉県の地域区分の1つ。旧北足立郡に相当する現在のさいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町の9市町から構成されている。
- ※11 市街地：家屋、商業施設や商店・商店街が密集した土地、区域のこと。市街地の外側は郊外と呼ばれる。
- ※12 バス停徒歩利用圏：本計画では国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に従い、バス停から半径300mの範囲をバス停徒歩利用圏としている。なお、駅徒歩利用圏は駅から半径800mの範囲。
- ※13 低未利用土地等：居住の用、事業の用その他の用途に利用されておらず、またはその利用の程度がその周辺地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っている土地や当該低未利用土地の上に存する権利のこと。
- ※14 改良済：道路が計画幅員の通り確保（改良）されており、一般の通行の用に供していること。
- ※15 概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間。

- ※16 街区公園：都市公園法によって規定された公園の種類の一つ。主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置される。
- ※17 買回り品：最寄り品が日用生活品のことを指すのに対し、耐久消費財や趣味品などを指す言葉。このような商品は価格や品質を比較し、いくつかの商店を「買い回る」ためこのように呼ばれる。
- ※18 住宅市街地：高度経済成長期に市街地開発等により住宅供給を目的として整備された市街地のこと。現在は老朽化・空洞化が課題となっていることが多い。
- ※19 想定最大規模降雨時に伴う洪水：想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水のことで、1000年に1回程度の割合で発生する降雨量に伴う洪水のこと。

3章-----

- ※20 メッシュ：地図上の情報をデジタル化して各種統計情報をとるために地図上の経緯度方眼として定められた格子のことであり「地域メッシュ」と呼ばれる。ここで用いられているのは一辺が約100mのメッシュ。
- ※21 計画人口密度：施行中の土地区画整理事業の計画人口の根拠となっている設定人口密度は、広田中央特定土地区画整理事業＝60人/ha、北新宿第二土地区画整理事業＝80人/ha。

4章-----

- ※22 鴻巣駅東口の駅前通り：都市計画道路3・4・10 駅東通線及び連続する市道により構成される。

5章-----

- ※23 復興事前準備：ひとたび大規模災害が発生すると、復興には膨大な労力と時間を要する。このため、防災・減災の取組みと並行し、過去の大規模災害からの復興からの経験を踏まえて、復興後のまちづくり目標や実施方針等を定める「事前復興まちづくり計画」の策定等を行っておくことを「復興事前準備」と言う。
- ※24 事前防災：災害の発生を想定した上で、それによる人的・経済的被害を軽減するために未然に対策を講じること。
- ※25 防災活動拠点機能：大規模災害発生時に応急復旧に必要な資機材の備蓄を行う倉庫や、避難生活を支える救援物資の受け入れ・配送のためのスペースなど。

7章-----

- ※26 まちづくり市民アンケート：鴻巣市総合振興計画の目標達成状況の確認のために行われている意識調査。定期的実施されている調査であることから、目標指標として採用する。